

公益財団法人全日本仏教会「第33期 加盟団体顧問弁護士連絡会」報告 (2020.2.4)

2020年2月4日、京都の將軍塚青龍殿にて開催された公益財団法人全日本仏教会「第33期 加盟団体顧問弁護士連絡会」に出席しました。

全日本仏教会は、仏教の主要な59宗派、37都道府県仏教会、10仏教団体など合計106団体が加盟している日本の伝統仏教界唯一の連合組織です。当日は各宗派の顧問弁護士や事務・総務担当僧侶など約50名が集合し「成年後見人と欠格条項（宗教法人法第22条2項）の改正について」というテーマで議論が行われ、私は成年後見制度の概要と欠格条項改正の経緯・背景について報告を行った後、トークセッションに登壇させていただきました。

今回の改正は、成年被後見人等が成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各法律について、心身の故障状況等を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するものです。宗教法人法では第22条に規定される役員欠格事由のうち第2項の規定が「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改められました。

寺院法務への影響については、やはり役員判断能力の減退を誰がどのように判断するのかという点が論点となりました。また現状多くの宗教法人において代表役員は住職の当て職になっていますが、住職は高齢であればあるほど尊ばれる傾向があるのに対し、代表役員は予算編成や決算承認など法人運営に纏わる職務を適切に果たす必要があり、はたして今の構造が宗教法人の組織構成として適切なのかという指摘もありました。

宗教法人の役員には法定の任期がなく定期的な改選が行われないことがないため、従前は職責を果たす能力を喪失した人でも成年被後見人等にさえならなければ役員であり続けることが可能でした。この改正を一つの契機として、これまで宗教法人が暗黙に許容されていたことを見直し、各法人が自らを厳格に律していくことが社会に求められているという結びで閉会となりました。

成年後見制度をより普及させるためにはどうしたらいいかという議論に参加することはありましたが、そのための改正が末端の実務にどう影響していくかという議論に参加する機会は少なかったように思います。今回は宗教法人法についてでしたが、会社法など他の法律範囲においても同様の問題は起こり得ますので、今後の参考としたいと思います。

(小野寺)